

一般社団法人日本糖尿病インフォマティクス学会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本糖尿病インフォマティクス学会（以下「本学会」という）定款第3章に規定する会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別)

第2条 本学会の会員の種別は、本学会定款第6条で定める会員の種別の通りとする。

- (1) 正会員 本学会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本学会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 学識経験者で理事会において特別会員として推薦されたもの
- (4) 名誉会員 本学会に功労のあった者で理事会において名誉会員として推薦されたもの

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会申込み)

第3条 本学会に入会しようとする者は、本学会ホームページから必要事項を入力して申し込むものとする。

2 理事長は、入会の承認・不承認を決定し、これを本人に通知する。

3 前各項の規定に関わらず、特別会員及び名誉会員については、理事会が推薦し、本人が入会を承諾することにより成立する。

(入会申込みの不承認)

第4条 本学会の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会を承認しないものとする。

- (1) 入会申込書に虚偽の記載があるなど、事実と異なる内容があった場合。
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者である場合。
- (3) 過去に会費未納で除名となり、会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、本学会が会員と認めることを不適当と判断した場合。

(会員名簿)

第5条 本学会は、会員の氏名、名称、住所を記載した会員名簿を作成する。

2 会員に対する通知等は、会員名簿に記載した住所又は会員が予め法人に通知した連絡

先にあてて行うものとする。

- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、会員の意向を十分尊重し、慎重に取り扱うものとする。

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、下記に定める年会費を納入しなければならない。ただし、特別会員及び名誉会員は会費を納めることを要しない。

会員種別		年会費
(1) 正 会 員	個人医師正会員	10,000 円
	個人メディカルスタッフ・その他正会員	5,000 円
	団体正会員 (1 口以上)	1 口 100,000 円
(2) 賛助会員	個人賛助会員 (1 口以上)	1 口 5,000 円
	団体賛助会員 (1 口以上)	1 口 100,000 円

- 2 会員資格は1年毎の更新とし、入会時期に関わらず毎年6月末とする。
- 3 入会年度の年会費の納付期限は、理事長が入会を承認した日から1ヶ月以内とし、次年度以降は、納付通知の受領後3か月以内とする。
- 4 年会費は前納一括納付とし、本学会が指定する金融機関の口座へ振り込み支払う。振込手数料は各会員の負担とする。
- 5 年度途中入会時の年会費も同額とする。

(資格取得)

第7条 会員として入会を承認された正会員、賛助会員は、前条の年会費を納付した日から会員資格を取得するものとし、次年度年会費の支払いをもって更新されるものとする。

- 2 特別会員及び名誉会員は、本人が入会を承諾した日から会員資格を取得するものとし、次年度以降、退会するまで自動更新されるものとする。

(会費滞納者への督促)

第8条 納入期限までに会費を納入しない会員に対しては、速やかに督促を行うものとする。

(会費の返還)

第9条 本学会は、退会や除名などの会員資格の喪失に際し、既に納付された会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員の権利義務)

第10条 正会員は、社員総会へ出席し、各1個の議決権を行使することができる。賛助会員は、社員総会へ出席し、議決権を行使することは認められない。特別会員・名誉会員は、社員総会への出席は認められるが、議決権は有しない。

2 会員は次の義務を負う。

(1) 本学会の定款並びにその他規程及び議決に従う。

(2) 本学会の会費を納入する。ただし、特別会員及び名誉会員は会費を納めることを要しない。

3 団体正会員及び団体賛助会員は次の権利を有する。

(1) 年会費を納入した年度の学術集会参加費の免除を若干名分、学術集会大会長に申請することができる。

(変更の届出)

第11条 会員は、その氏名、名称、住所、連絡先等、本学会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 前項の変更事項の遅滞に起因する、本学会からの通信途絶または誤配、不利益を被った場合でも、本学会はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第12条 会員は、別に定める退会申込書に必要事項を記入し、やむを得ない事由がある場合を除き退会する2ヶ月前までに、本学会事務局へメールで申し込むことで、任意に退会することができる。ただし、未払いの会費がある場合には、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

(除名)

第13条 会員が、次のいずれかに該当するときは、定款に定める社員総会の決議により除名することができる。

(1) 本学会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 会員を除名にするときは、除名を審議する社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名処分を行う場合は、除名した会員にその旨を通知する。

(会員の資格喪失)

第14条 会員は、次の各号の位置に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人の場合は解散したとき。

(休会)

第15条 理事会は、会員に長期療養を必要とする病気その他のやむを得ない事由がある場合、その申し出により、相当期間の休会及び休会期間中の会費の免除を認めることができる。

(規程の改廃)

第16条 この規程は、理事会の承認を経て、改定または廃止することができる。

(補 則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年11月27日から施行する。